

カタールへの入国について

(2023年4月2日時点)

カタール保健省は、2021年第22法として、既に承認された非カタール国民への医療保険加入義務を定める法律に基づき、渡航者(visitors)に対する医療保険加入の義務化を2023年2月1日から実施しています。本件に関する概要は以下のとおりです。詳細については、下記の保健省関連リンクを併せてご参照願います。

●義務的医療保険(Mandatory Health Insurance)への加入証書がカタールへの訪問ビザ申請に当たっての要件となる。また、アライバルビザ取得資格がある場合でも、円滑な入国手続きのため事前に適切な医療保険の購入が求められる。

(参考) カタール保健省関連リンク

概要

<https://www.moph.gov.qa/english/derpartments/policyaffairs/hfid/Pages/Health-Insurance-Scheme.aspx>

Q&A

<https://www.moph.gov.qa/english/derpartments/policyaffairs/hfid/Pages/FAQs.aspx>

- 義務的医療保険として求められる分野は事故及び緊急時への対応のみ。
- 義務的医療保険の保険料は1か月50カタール・リヤル(QAR)〜で最初の加入及びビザの延長の際に必要となる。
- 義務的な医療保険加入範囲に加えて各個人が更なる保険を購入することは妨げない。
- 渡航者はカタール保健省のリンクから登録された保険会社(関連保健省ウェブサイト <https://www.moph.gov.qa/english/derpartments/policyaffairs/hfid/hirs/insurancecompanies/Pages/default.aspx>) に申し込むことが可能。
- 上記の保険会社以外の国際的な保険会社(international health insurance)を利用する場合は、カタールが補償の範囲に入っていること、カタール滞在中の全日程が補償されること、カタール政府に認証された保険会社であること等が求められる。

なお、カタールへの入国について、日本旅券を持つ方が観光等でカタールに短期間滞在される場合、査証は不要ですが、入国時に旅券、出国便の航空券、滞在先を証明する書類(予約票等)、前記医療保険証明書が必要となります。カタール到着後ハマド国際空港における入国審査時に30日間(又は60日間)の滞在許可を無料で取得できます。

その他、中・長期滞在者は査証が必要となり、在留者は居住許可書(QID)が必要となります。

※カタール入国に関する詳細情報につきましては、在日本カタール大使館等でご確認ください。

(在日本カタール国大使館 Embassy of the State of Qatar in Japan)

〒106-0046 東京都港区元麻布 2 丁目 3-28 電話：03-5475-0611、03-5475-0613

<カタールへの入国方針>

一般方針

- 1 渡航者はカタールへの渡航前に必ず渡航条件や変更事項等を公式な情報源にて確認すること。
- 2 渡航者は、カタールの新型コロナウイルス感染拡大防止措置の方針を遵守しなければならない。
- 3 全てのカタールへの渡航者について隔離は不要であるが、カタール入国後に陽性判定を受けた渡航者はカタール国の方針に則り隔離が必要となる。
- 4 カタール国籍者と在留者は、カタール到着後の迅速抗原検査を不要とする。
- 5 カタールへの渡航者は、渡航前の PCR 検査又は迅速抗原検査の陰性証明書を不要とする。
- 6 11月1日以降、カタールへの渡航者は、渡航前の Ehteraz 事前オンライン登録を不要とする。

以 上